



未熟児養育医療給付のご案内



生活力が特に弱いなど、生まれてすぐに入院治療の必要があると医師が認めた未熟児（1歳未満）に対し、指定された医療機関で医療の給付を行います。

対象となる赤ちゃん

- ① 生まれたときの体重が2,000グラム以下の乳児
- ② ①以外の乳児で、生活力が特に弱く、下記のいずれかの症状を示す乳児
 - けいれん、運動異常
 - 体温が摂氏34度以下
 - 強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
 - くり返す嘔吐（おうと）など消化器の異常
 - 強い黄疸（おうだん）

給付の内容

未熟児養育医療を受けることができる病院は、所在地の都道府県、指定都市、中核市が指定した医療機関に限ります。養育医療の対象となる給付の内容は次の通りです。

- ① 診察
- ② 薬剤または治療材料の支給
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療
- ④ 病院または診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 移送

費用

未熟児の属する世帯の所得に応じて、保護者の方にご負担いただく金額が定められています。お支払いは、市役所こども未来局こども青少年支援部より送付する納入通知書により金融機関に振り込んでください。（通常は入院月の3～4か月後に送付されます。）

なお、こども医療、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療の対象になっている方は、その補助対象額との差額が生じた場合のみ、納付書を送付し、差額がない場合は、充当額のお知らせのみ通知します。

手続き

未熟児養育医療としての療育が必要となった際は**すみやかに**、裏面の書類をもって、お住まいの区の厚生部福祉課（高陽・白木地区の方は高陽出張所も可）に申請してください。

なお、原則、入院中の手続きになります。手続きが遅れた場合は、医療費の助成が受けられないことがありますので、ご注意ください。



手続きに必要なもの

- ① 養育医療給付申請書(申請者が記入してください。)
- ② 養育医療意見書(お医者さんに作成してもらってください。)
- ③ 対象未熟児の健康保険証(写し)
- ④ 市町村民額等を証明する書類
※提出を省略できる場合があります。詳しくは、下記をご確認ください。
- ⑤ 依頼書(未熟児がこども医療、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療の対象である場合、申請者が記入してください。)

市町村民税額を証明する書類

市町村民税額の課税の状況が確認できる証明書(市町村民税課税台帳記載事項証明書等)
(世帯調書に記載された世帯員全員分の証明書が必要)

* 4~6月申請の場合は前年度分、7~3月申請の場合は当年度分の市町村民税額を証明する書類を提出してください。

* 申請日の属する年の1月1日時点で広島市に住民票を有する場合、市町村民税額を証明する書類の提出を省略できる場合があります。

また、1月1日時点で広島市に住民票がない場合でも、申請書に扶養義務者全員の個人番号(マイナンバー)を記載された場合は、書類の提出を省略できます。

詳しくは、問い合わせ窓口にてご相談ください。

お問い合わせ先

中区厚生部福祉課児童福祉係	広島市中区大手町四丁目1番1号	082-504-2569
東区厚生部福祉課児童福祉係	広島市東区東蟹屋町9番34号	082-568-7733
南区厚生部福祉課児童福祉係	広島市南区皆実町一丁目4番46号	082-250-4131
西区厚生部福祉課児童福祉係	広島市西区福島町二丁目24番1号	082-294-6342
安佐南区厚生部福祉課児童福祉係	広島市安佐南区中須一丁目38番13号	082-831-4945
安佐北区厚生部福祉課児童福祉係	広島市安佐北区可部三丁目19番22号	082-819-0605
安芸区厚生部福祉課児童福祉係	広島市安芸区船越南三丁目2番16号	082-821-2813
佐伯区厚生部福祉課児童福祉係	広島市佐伯区海老園一丁目4番5号	082-943-9732